

○津山工業高等専門学校つやまイノベーション センター幹事会規程

〔平成28年10月26日〕
規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校つやまイノベーションセンター規程(規程第27号)第7条第2項の規定に基づき、つやまイノベーションセンター幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 幹事会は、つやまイノベーションセンター(以下「センター」という。)に関する次に掲げる事項について審議する。

- 一 組織に関する事項
- 二 人事に関する事項
- 三 事業経営に関する事項
- 四 予算及び決算に関する事項
- 五 その他センターに関する事項で、センター長が別に定めるもの

(構成)

第3条 幹事会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 コーディネータ
- 四 その他センター長が必要と認めた者

(議長)

第4条 幹事会に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 議長は、幹事会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会の成立等)

第5条 幹事会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 幹事会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 幹事会の事務は、学術・社会連携推進事務室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月26日から施行し、平成28年10月3日から適用する。